

山形県道路交通規則（昭和49年2月20日山形県公安委員会規則第1号）

改正	昭和53年5月31日公委規則第3号	昭和53年11月30日公委規則第6号
	昭和57年1月18日公委規則第1号	昭和57年10月6日公委規則第4号
	昭和60年12月17日公委規則第10号	昭和62年11月6日公委規則第4号
	平成元年3月22日公委規則第1号	平成2年7月31日公委規則第3号
	平成2年12月28日公委規則第6号	平成3年3月15日公委規則第1号
	平成3年7月26日公委規則第5号	平成3年12月27日公委規則第7号
	平成4年10月30日公委規則第10号	平成5年3月26日公委規則第1号
	平成6年4月22日公委規則第5号	平成6年10月11日公委規則第11号
	平成7年6月27日公委規則第3号	平成8年8月27日公委規則第3号
	平成10年3月20日公委規則第2号	平成10年9月29日公委規則第4号
	平成12年3月31日公委規則第4号	平成12年9月1日公委規則第7号
	平成13年3月30日公委規則第4号	平成13年5月8日公委規則第6号
	平成14年5月31日公委規則第6号	平成14年9月20日公委規則第10号
	平成15年3月7日公委規則第1号	平成15年3月28日公委規則第5号
	平成15年5月2日公委規則第7号	平成16年3月16日公委規則第2号
	平成17年3月18日公委規則第1号	平成17年4月22日公委規則第5号
	平成17年5月13日公委規則第7号	平成17年8月30日公委規則第9号
	平成17年9月30日公委規則第10号	平成17年11月1日公委規則第13号
	平成17年11月25日公委規則第14号	平成18年3月3日公委規則第2号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 交通規制等（第3条—第10条）
- 第3章 車両の交通方法（第11条—第14条）
- 第4章 運転者の遵守事項（第15条）
- 第5章 安全運転管理者等（第16条—第20条の2）
- 第6章 道路の使用等（第21条—第26条）
- 第7章 運転免許等（第27条—第32条の2）
- 第8章 雑則（第33条—第38条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及び確認事務の委託の手續に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託に関する規則」という。）の規定に基づき、道路交通に関して必要な事項を定めるものとする。

（申請及び届出の手續）

第2条 法、令、施行規則、委託に関する規則及びこの規則の規定による山形県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する申請書、届出書等の提出は、別表第1に定めるところにより行わなければならない。

第2章 交通規制等

（交通規制の効力）

第3条 法第4条第1項の規程による交通の規制（以下「交通規制」という。）は、信号機にあ

ってはその作動を開始したときからその作動を停止したときまで、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）にあってはこれを設置したときからこれを撤去したときまでの間効力を有するものとする。

（交通規制の対象から除外する車両）

第4条 法第4条第2項後段の規定により交通規制の対象から除外する車両は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路標識等による交通規制の対象から除く車両
 - ア 緊急自動車及び道路維持作業用自動車（以下「緊急自動車等」という。）
 - イ 警衛列自動車
 - (2) 車両通行止めの対象から除く車両
 - ア 急病人の搬送及び治療のために使用中の車両
 - イ 災害救助その他人の生命、身体及び財産に係る緊急やむを得ない理由により使用中の車両
 - ウ 交通取締り、犯罪捜査等の警察活動に使用中の車両
 - エ 電気、ガス、水道又は電話の工事のために使用中の車両
 - オ 郵便物若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第3項に規定する信書便物の取集め若しくは配達又は電報の配達のために使用中の車両
 - カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、廃棄物の収集のために使用中の車両
 - キ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で街頭演説又は街頭政談演説に使用中の車両
 - (3) 駐車禁止、時間制限駐車区間規制、駐停車禁止及び駐停車禁止路側帯の対象から除く車両
 - ア 前号アからキまでに掲げる車両
 - イ 信号機、道路標識等及び道路に付属する施設の維持管理のために使用中の車両
 - ウ 交通取締り、犯罪捜査等の警察活動のため現に停止を求められている車両
 - (4) 駐車禁止及び時間制限駐車区間規制の対象から除く車両
 - ア 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する別記様式第1号による標章を掲示している車両
 - (ア) 医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師が急病人の治療のために使用中の車両
 - (イ) ラジオ、テレビジョン又は新聞（日刊紙に限る。）の報道のため緊急取材に使用中の車両
 - (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる車両のほか、公益上又は社会生活上やむを得ないと認められる理由により使用中の車両
 - イ 次に掲げる車両で、公安委員会が交付する別記様式第1号の2若しくは別記様式第1号の3による標章又は他の都道府県公安委員会が交付する当該標章に相当する標章を掲示している車両
 - (ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で歩行困難なものが現に使用中の車両
 - (イ) 色素性乾皮症患者が現に使用中の車両
- 2 前項第4号の規定による標章の交付を受けようとする者は、別記様式第2号による申請書を公安委員会に提出しなければならない。

（右側停車可の指定車両）

第5条 法第4条第2項後段の規定により右側停車可（指定車に限る。）の交通規制が行われている区間において当該右側停車ができる車両は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1項第2号に規定する車両
- (2) 道路及び車両の構造又は貨物の積卸し等のため右側停車がやむを得ないと認められる車両で公安委員会が交付する別記様式第3号による標章を掲示している車両

2 前項第2号の規定による標章の交付を受けようとする者は、別記様式第4号による申請書を公安委員会に提出しなければならない。

(通行禁止区間の特別事情)

第6条 令第6条第3号の公安委員会が定める事情は、車両の通行を禁止されている区域又は区間内に起点又は終点を有し、かつ、次の各号の一に掲げる理由により当該道路を通行することがやむを得ないと認められるものとする。

- (1) 日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬しなければならないこと。
- (2) 冠婚葬祭等社会の慣習上通行しなければならないこと。
- (3) 業務上の必要により通行しなければならないこと。
- (4) 道路及び車両の構造上他にう回路がなく、当該道路を通行しなければならないこと。

(標章の交付及び掲示)

第7条 警察署長は、法第8条第2項の規定による許可をしたときは、別記様式第5号による標章を交付するものとする。

(標章の掲示)

第8条 第4条第1項第4号、第5条第1項第2号又は前条に規定する標章の交付を受けた車両の運転者は、当該交通規制の区域、区間又は場所において駐車し、停車し、又は通行するときは、その標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(警察署長の駐車許可)

第9条 法第45条第1項ただし書又は第49条の2第5項に規定する警察署長の許可を受けようとする者は、別記様式第6号による申請書を当該場所を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)に提出しなければならない。

2 所轄警察署長に、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る駐車の理由が公益上、社会の慣習上又は業務上やむを得ないものであると認めるときは、日時及び場所を指定して許可することができる。

3 所轄警察署長は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

4 第2項の許可は、別記様式第7号による許可証を交付して行うものとする。

5 前項の許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る駐車をするときには、その許可証を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(登録申請書等)

第9条2 委託に関する規則第2条第1項(同条第3項において準用する場合も含む。)の登録申請書の様式は、別記様式第7号の2のとおりとする。

2 委託に関する規則第2条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により前項の登録申請書に添付しなければならない書類のうち、次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 委託に関する規則第2条第2項第2号の役員名簿 別記様式第7号の3
- (2) 委託に関する規則第2条第2項第3号ハ及びニの診断書 別記様式第7号の4
- (3) 委託に関する規則第2条第2項第4号の誓約書 別記様式第7号の5

3 委託に関する規則第2条第2項第5号の説明書の様式等は、次の各号に掲げる要件の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第51条の8第4項第1号の要件 別記様式第7号の6
- (2) 法第51条の8第4項第2号の要件 法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の写し
- (3) 法第51条の8第4項第3号の要件 法人の所有権、賃借権等の使用権限を証する登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し

(登録簿)

第9条の3 法第51条の8第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の登録簿の様式は、別記様式第7号の7のとおりとする。

(登録等の通知)

第9条の4 公安委員会は、法第51条の8第1項の登録又は同条第6項の登録の更新を行つたときは、当該法人に対し、別記様式第7号の8の登録(更新)通知書により通知しなければならない。

2 公安委員会は、登録又は登録の更新をしないこととしたときは、当該法人に対し、別記様式第7号の9の登録（更新）申請に関する通知書により通知しなければならない。

（登録の有効期間等）

第9条の5 登録の有効期間は登録簿に記載した日から、更新後の登録の有効期間は更新前の登録の有効期間が満了した日の翌日からそれぞれ起算するものとする。

2 登録の更新を受けようとする者は、当該登録の有効期間が満了する日の3月前から2月前までの間に登録申請書を提出しなければならない。

（登録の取消しの通知）

第9条の6 公安委員会は、法第51条の10の規定により登録を取り消したときは、当該法人に対し、別記様式第7号の10の登録取消処分通知書により通知しなければならない。

（駐車監視員資格者講習受講申込書等）

第9条の7 委託に関する規則第7条第1項の受講申込書の様式は、別記様式第7号の11のとおりとする。

2 公安委員会は、前項の受講申込書を受理したときは、申込者に対し、別記様式第7号の12の駐車監視員資格者講習受講票を交付するものとする。

（駐車監視員資格者講習修了証明書等の再交付申請書）

第9条の8 委託に関する規則第9条第2項（同規則第10条第5項において準用する場合を含む。）の再交付申請書の様式は、別記様式第7号の13のとおりとする。

（認定申請書等）

第9条の9 委託に関する規則第10条第2項の認定申請書の様式は、別記様式第7号の14のとおりとする。

2 委託に関する規則第10条第3項の規定により前項の認定申請書に添付しなければならない書面は、次の各号に掲げる者につき、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 委託に関する規則第10条第1項第1号に該当する者 申請者が属する所属の長が作成する経歴書又は人事担当課等が作成する申請者の人事記録を証する書面

(2) 委託に関する規則第10条第1項第2号に該当する者 申請者が作成する経歴書及び法第51条の12第1項の放置車両確認機関又は放置車両確認機関であつた法人が作成する認証書類

(3) 委託に関する規則第10条第1項第3号に該当する者 申請者が作成する経歴書、申請者が属する所属、団体等の証明書、推薦状その他必要な書類

（認定審査）

第9条の10 委託に関する規則第10条第1項の審査は、筆記による認定審査により行うものとする。

2 公安委員会は、前項の認定審査を行うときは、申請者に対し、別記様式第7号の15の駐車監視員資格者認定審査受検票を交付するものとする。

（駐車監視員資格者証交付申請書等）

第9条の11 委託に関する規則第11条第1項の交付申請書の様式は、別記様式第7号の16のとおりとする。

2 委託に関する規則第11条第2項第3号の誓約書の様式は、別記様式第7号の17のとおりとする。

（駐車監視員資格者証交付者名簿）

第9条の12 公安委員会は、駐車監視員資格者証を交付するときは、別記様式第7号の18の駐車監視員資格者証交付者名簿に交付を受ける者に係る次の事項を記載しなければならない。

(1) 駐車監視員資格者証番号及び交付年月日

(2) 本籍、住所、氏名、性別、生年月日及び連絡先

(3) 駐車監視員資格者講習修了証明書番号又は認定書番号

(4) 特記事項（再交付歴、返納命令歴その他必要な事項）

（駐車監視員資格者証交付申請に関する通知）

第9条の13 公安委員会は、申請者が法第51条の13第1項第2号イからハまでのいずれかに該当し、同項の規定による駐車監視員資格者証の交付をしないこととしたときは、申請者に対し、別記様式第7号の19の駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書により通知しなければならない。

（駐車監視員資格者証書換え交付申請書）

第9条の14 委託に関する規則第13条第1項の書換え交付申請書の様式は、別記様式第7号の20のとおりとする。

（駐車監視員資格者証再交付申請書）

第9条の15 委託に関する規則第13条第2項の再交付申請書の様式は、別記様式第7号の21のとおりとする。

(駐車監視員資格者証返納命令書)

第9条の16 委託に関する規則第14条第1項の返納命令書の様式は、別記様式第7号の22のとおりとする。

(信号に用いる灯火)

第10条 令第5条第1項に規定する灯火による信号に使用する灯火の色及び光度は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 色 赤色又は淡黄色であること。
- (2) 光度 夜間50メートルの距離から確認できるものであること。

第3章 車両の交通方法

(緊急自動車等の指定等)

第11条 令第13条第1項又は令第14条の2第2号の規定により緊急自動車等の指定を受けようとする者は、別記様式第8号による申請書に道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条の規定による自動車検査証の写しを添えて、公安委員会に提出しなければならない。

- 2 令第13条第1項又は令第14条の2第1号の規定による緊急自動車等の届出は、別記様式第8号の2による届出書に自動車検査証の写しを添えて、公安委員会に提出して行うものとする。
- 3 公安委員会は、緊急自動車等を指定したときは別記様式第9号による指定書を、緊急自動車等の届出を受理したときは別記様式第9号の2による届出確認書を交付するものとする。
- 4 前項の指定書又は届出確認書(以下「指定書等」という。)の交付を受けた者は、当該指定又は届出に係る自動車にその指定書等を備え付けておかななければならない。
- 5 指定書等の交付を受けた者は、当該指定書等の記載事項に変更を生じたときは、別記様式第10号による届出書に指定書等を添えて、速やかに公安委員会に提出しなければならない。
- 6 指定書等の交付を受けた者は、指定書等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記様式第11号による申請書により公安委員会に再交付の申請をするものとする。
- 7 指定書等の交付を受けた者は、当該自動車の使用理由が消滅したときは、別記様式第12号による届出書に指定書等を添えて、速やかに公安委員会に返納しなければならない。

(軽車両が道路を通行する場合の灯火)

第12条 令第18条第1項第5号の規定により軽車両(そり及び牛馬を除く。)がつけなければならない灯火は、次に掲げるものとする。

- (1) 前照灯 白色又は淡黄色で、夜間、前方5メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有するものであること。ただし、自転車に設ける発電装置のものにあつては、照射光線の方向が下向きで、その主光軸が、前方10メートルの地点を超えないものとする。
- (2) 尾灯、橙色又は赤色で、夜間、後方100メートルの距離から点灯を確認することができる性能を有するものであること。ただし、施行規則第9条の4に規定する基準に適合する反射器材をもって尾灯に代えることができる。

(自動車の積載物の高さの制限)

第12条の2 令第22条第3号ハの公安委員会が定める自動車は、別表第2に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

追加〔平成16年公委規則2号〕

(軽車両の乗車又は積載の制限)

第13条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員、積載重量等の制限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乗車人員

種 別	制 限
二 輪 の 自 転 車	運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 16歳以上の者が、乗車装置を設けて6歳未満の者を1人乗車

	させる場合 イ 16歳以上の者が、4歳未満の者を背負い、帯等で確実に緊縛している場合 ウ 自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させる場合
二輪の自転車以外の軽車両	乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。

(2) 積載物の重量

種 別	制 限
積載装置（堅ろうで、かつ、安全、確実に物品を積載できる構造を有するもの。以下同じ。）を備える自転車	30キログラムを超えないこと。ただし、重量物運搬に適する積載装置を備えるものにあつては65キログラムを超えないこと。
けん引されるリヤカー	120キログラムを超えないこと。
四 輪 の 牛 馬 車	2,000キログラムを超えないこと。
二 輪 の 牛 馬 車	1,500キログラムを超えないこと。
大車（荷台の面積が1.65平方メートル以上の荷車）	750キログラムを超えないこと。
牛馬車及び大車（以下「牛馬車等」という。）以外の荷車	450キログラムを超えないこと。

(3) 積載物の長さ、幅及び高さ

長さ・幅・高さ	制 限
長 さ	積載装置又は乗車装置の長さに0.3メートル（牛馬車等にあつては0.6メートル）を加えた長さを超えないこと。
幅	積載装置又は乗車装置の幅に0.3メートルを加えた長さを超えないこと。
高 さ	自転車にあつては1.5メートル、牛馬車等にあつては3メートル、その他にあつては2メートルからそれぞれその積載をする場所の高さを減じた高さを超えないこと。

(4) 積載の方法

種 別	制 限
自 転 車	積載装置の左右にそれぞれ0.15メートル及び前後から0.3メートルを超えてはみ出さないこと。
牛 馬 車 等	積載装置（牛馬車にあつては、その乗車装置を含む。）の左右にそれぞれ0.15メートル及び前後から0.6メートルを超えてはみ出さないこと。
その他これに類する荷車	積載装置の左右にそれぞれ0.15メートル及び前後から0.3メートルを超えてはみ出さないこと。
上欄各号に掲げる以外の軽車両	乗車装置又は積載装置の左右にそれぞれ0.15メートル及び前後から0.3メートルを超えてはみださないこと。

（自動車以外の車両のけん引制限）

第14条 法第60条の規定による自動車以外の車両によつてけん引する場合の制限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自動車以外の車両の運転者は、1台を超える車両をけん引してはならない。
- (2) 原動機付自転車の運転者は、けん引するための装置を有する原動機付自転車によつてけん引されるための装置を有する車両をけん引する場合を除き、他の車両をけん引してはならない。

- (3) 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により単独では運行できない自動車又は原動機付自転車（以下「故障車」という。）をけん引することがやむを得ない場合においては、前号の規定にかかわらず、次に定めるところにより故障車をけん引することができる。
- ア けん引する原動機付自転車と故障車相互を堅ろうなロープ鎖等（以下「ロープ等」という。）によつて確実につなぐこと。
- イ 故障車に係る運転免許を受けた者を故障車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。
- ウ けん引する原動機付自転車と故障車との距離は、5メートルを超えないこと。
- エ 故障車をけん引しているロープ等の見やすい箇所に0.3メートル平方以上の大きさの白色の布をつけること。
- (4) 軽車両の運転者は、他の車両をけん引するときは、けん引する軽車両とけん引される車両相互を堅ろうなロープ等によつて確実につなぐなければならない。

第4章 運転者の遵守事項

(運転者の遵守事項)

第15条 法第71条第6号に規定する車両の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 積雪又は凍結のため、滑るおそれのある道路において自動車（小型特殊自動車を除く。）又は原動機付自転車を運転するときは、タイヤ・チェーンを取り付け、又は全輪にスノータイヤ（接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。）を取り付ける等滑り止めの措置を講ずること。
- (2) 運転操作の妨げとなるような服装をし、又は履物を履いて自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。
- (3) 運転者以外の者を乗車させる装置のある大型自動二輪車又は普通自動二輪車に他の者を乗車させて運転するときは、当該装置にまたがらせること。
- (4) 警音器を備えない自転車を運転しないこと。
- (5) 交通頻繁な道路において、傘をさして自転車を運転しないこと。
- (6) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（以下この号において「原動機付自転車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動機付自転車等の後面に見えやすいように表示すること。
- (7) 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、普通自動車（原動機の大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。
- (8) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車に鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類するものを正当な理由なく携帯した者を乗車させて運転しないこと。

第5章 安全運転管理者等

(自動車の運転の管理に関する教習)

第16条 施行規則第9条の9第1項第2号に規定する教習を受けようとする者は、別記様式第13号による申請書を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の教習を修了した者に対しては、別記様式第14号による修了証を交付するものとする。
(資格認定申請書)

第17条 施行規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定による認定を受けようとする者は、別記様式第15号による申請書を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請をした者のうち自動車の安全運転管理能力があると認められるものに対しては、別記様式第16号による認定書を交付するものとする。

(安全運転管理者等の届出)

第18条 法第74条の2第5項の規定による安全運転管理者等の選任又は解任の届出は、別記様式第17号、別記様式第17号の2又は別記様式第18号による届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、選任された安全運転管理者等に係る次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）
- (2) 別記様式第19号による経歴書
- (3) 施行規則第9条の9第1項第2号に規定する教習を修了し、又は施行規則第9条の9第1項第2号若しくは同条第2項第2号の規定による認定を受けた者である場合は、修了証又は認定書の写し
- (4) 現に運転免許を受けている者である場合は、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第2号に規定する書面で、運転記録の証明に関する事項を記載したもの（選任日前1月以内に発行されたものとする。）
- (5) 副安全運転管理者にあつては、別記様式第19号の2による運転経歴書又は現に受けている運転免許の免許証の写し
- (6) 写真（選任前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身及び無背景の縦の長さ3センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものとする。）

(安全運転管理者証等の交付)

第19条 公安委員会は、前条第1項の安全運転管理者等の選任の届出を受理したときは、当該届出に係る安全運転管理者等に対して別記様式第20号による安全運転管理者証又は副安全運転管理者証を交付するものとする。

(安全運転管理者等の解任)

第20条 法第74条の2第6項の規定により、公安委員会が安全運転管理者等の解任を命ずるときは、別記様式第21号による解任命令書を交付して行うものとする。

(自動車運転代行業者についての読替え適用)

第20条の2 第16条から前条までの規定（第18条第1項及び同条第2項第1号を除く。）は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第2条第2項に規定する自動車運転代行業者について適用し、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第16条第1項	施行規則第9条の9第1項第2号	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成14年内閣府令第35号。以下「施行規則の読替えに関する内閣府令」という。）の規定により読み替えて適用される施行規則第9条の9第1項第2号
第17条第1項	施行規則第9条の9第1項第2号	施行規則の読替えに関する内閣府令の規定により読み替えて適用される施行規則第9条の9第1項第2号
第18条第2項	前項の届出書	運転代行業法第5条第1項に規定する申請書
	安全運転管理者等	安全運転管理者等（運転代行業法第3条第7号に規定する「安全運転管理者等」をいう。以下同じ。）
	施行規則第9条の9第1項第2号	施行規則の読替えに関する内閣府令の規定により読み替えて適用される施行規則第9条の9第1項第2号
	副安全運転管理者	運転代行業法第19条第1項の規定により読み替

		えて適用される法第74条の2第4項に規定する副安全運転管理者
第19条	前条第1項の安全運転管理者等の選任の届出	運転代行業法第5条第1項に規定する申請書
	当該届出	当該申請書
第20条	法第74条の2第6項	運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される法第74条の2第6項

第6章 道路の使用等

(道路における禁止行為)

第21条 法第76条第4項第7号に規定する道路における禁止行為は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 凍結するおそれのあるときに道路に水等をまくこと。
- (2) みだりに交通の妨害となるように道路に雪、泥土、汚水、ごみ等をまき、又は捨てること。
- (3) 交通のひんばんな道路において、たき火等をすること。
- (4) 交通のひんばんな道路において、自転車の運転の練習をし、又は乗馬の練習をすること。
- (5) 車両の運転者の眼をげん感するような光をみだりに道路に投射すること。
- (6) 進行中の自動車からみだりに身体を出し、又は物件を突き出すこと。
- (7) 広告、宣伝等のため、印刷物等を道路に散布すること。
- (8) 交通の妨害となるような方法でみだりに物件を道路に突き出すこと。
- (9) 牛、馬、めん羊等の家畜を道路に放し、又は交通の妨害となるような方法でつないでおくこと。

(道路の使用の許可)

第22条 法第77条第1項第4号の規定により警察署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げるもの（第4号から第7号までに掲げる行為にあつては、公職選挙法に基づきすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。

- (1) 道路にみこし、だし、踊りの屋台等を出し、又はこれらを移動すること。
- (2) 道路において、競技会、ちようちん行列、仮装行列、パレード、集団行進等をすること。
- (3) 道路において、消防、水防、救護その他の訓練を行うこと。
- (4) 道路において、ロケーションをし、撮影会をし、又は街頭録音会等をすること。
- (5) 道路に人が集まるような方法で、演説、演芸、奏楽、映写等をし、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等による放送をすること。
- (6) 道路において、人が集まるような方法で寄附を募集し、又は署名を求めること。
- (7) 広告又は宣伝のため、車両等に著しく人目を引くような特異な装飾その他の装いをして通行すること。
- (8) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験をすること。

(道路使用許可申請書の添付書類)

第23条 施行規則第10条第3項に規定する公安委員会が必要と認めて定めた書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路使用の場所又は区間の付近の見取図
- (2) 工作物を設ける場合にあつては、その設計図及び仕様書

(道路の使用許可の取消し、停止の通知書)

第24条 法第77条第5項の規定により所轄警察署長が当該許可を取り消し、又は当該許可の効力を停止したときは、当該処分を受けた者に対し、別記様式第22号による通知書により通知するものとする。

2 法第77条第6項本文の規定により所轄警察署長が当該処分に係る者に対して行う弁明をなすべき日時、場所等の通知は、別記様式第23号による通知書によつて行うものとする。

(違法工作物等に対する必要な措置の命令)

第25条 警察署長は、法第81条第1項の規定により道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要に措置をとることを命ずるときは、別記様式第24号による命令書によって行うものとする。

(沿道の工作物等に対する必要な措置の命令)

第26条 警察署長は、法第82条第1項の規定により道路における交通の危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要に措置をとることを命ずるときは、別記様式第25号による命令書によって行うものとする。

第7章 運転免許等

(指定自動車教習所等)

第27条 法第99条第1項に規定する指定自動車教習所及び法第108条の4第1項に規定する指定講習機関に関し必要な事項は、別に定める。

(合格取消しの通知)

第28条 法第97条の3第2項に規定する合格決定の取消しの通知は、別記様式第26号による通知書によって行うものとする。

(適性検査等の命令)

第29条 法第90条第6項又は法第103条第5項に規定する適性検査の受検を命ずるときは、別記様式第27号の適性検査受検命令書を交付して行うものとする。

2 法第90条第6項又は法第103条第5項に規定する診断書の提出を命ずるときは、別記様式第27号の2の診断書提出命令書を交付して行うものとする。

(臨時適性検査の通知)

第29条の2 法第102条第2項及び令第37条の7第1号に規定する適性検査の申出は、別記様式第27号の3の臨時適性検査申出書によって行うものとする。

2 法第102条第3項に規定する適性検査の通知は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める通知書によって行うものとする。

(1) 法第84条第1項に規定する運転免許(仮運転免許を除く。)を受けた者 別記様式第27号の4の臨時適性検査通知書

(2) 法第84条第1項に規定する運転免許(仮運転免許に限る。)を受けた者 別記様式第27号の5の臨時適性検査通知書(仮運転免許)

(3) 法第89条第1項に規定する運転免許試験(仮運転免許試験を除く。)に合格した者 別記様式第27号の6の臨時適性検査通知書

(4) 法第89条第1項に規定する運転免許試験(仮運転免許試験に限る。)に合格した者 別記様式第27号の7の臨時適性検査通知書(仮運転免許)

3 法第107条の4第1項に規定する適性検査の通知は、別記様式第27号の8の臨時適性検査通知書によって行うものとする。

(免許証の返納手続)

第30条 法第107条第1項第1号又は第3号の規定に該当し、同項の規定により免許証を返納しようとする者は、別記様式第28号による届出書に免許証を添えて公安委員会に提出しなければならない。

(講習に係る手続等)

第31条 安全運転管理者等講習(法第108条の2第1項第1号に規定する講習をいう。)を受けさせようとする者は、別記様式第29号による届出書を公安委員会に提出しなければならない。

2 取消処分者講習(法第108条の2第1項第2号に規定する講習(法第108条の4第1項第1号の規定により公安委員会が指定した者が行うものを除く。)をいう。第7項において同じ。)を受けようとする者は、別記様式第29号の2による申出書を公安委員会に提出しなければならない。

3 停止処分者講習(法第108条の2第1項第3号に規定する講習をいう。)を受けようとする者は、別記様式第30号による申出書を公安委員会に提出しなければならない。

4 普通車講習(法第108条の2第1項第4号に掲げる講習をいう。)、大型二輪車講習(法第108

条の2第1項第5号に掲げる講習をいう。)、普通二輪車講習(法第108条の2第1項第6号に掲げる講習をいう。)、応急救護処置講習(法第108条の2第1項第7号に掲げる講習をいう。)、原付講習(法第108条の2第1項第8号に掲げる講習をいう。)、旅客車講習(法第108条の2第1項第8号の2に掲げる講習をいう。)、高齢者講習(法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。))又は違反者講習(法第108条の2第1項第13号に掲げる講習をいう。))を受けようとする者は、別記様式第30号の2による申請書を公安委員会に提出しなければならない。

- 5 更新時講習(法第108条の2第1項第11号に掲げる講習をいう。))を受けようとする者は、別記様式第31号による申請書を公安委員会に提出しなければならない。
- 6 運転者特定任意講習(法第108条の2第2項の規定による講習で運転免許に係る講習に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。))第1条及び第2条第1項第2号に定める基準に適合するものをいう。)、特定任意高齢者講習(法第108条の2第2項の規定による講習で講習規則第2条第1項第1号に定める基準に適合するものをいう。))又はチャレンジ講習(法第108条の2第2項の規定による講習で講習規則第2条第1項第1号の表の1の項に掲げる公安委員会の確認を受けるためのものをいう。))を受けようとする者は、別記様式第31号の2による申請書を公安委員会に提出しなければならない。
- 7 取消処分者講習を終了した者に対しては、別記様式第31号の3による終了証を交付するものとする。
- 8 前項の終了証の交付を受けた者は、運転免許試験を受験する場合において、公安委員会に当該終了証を提出しなければならない。
- 9 第7項の規定により交付された終了証を亡失等したため、当該亡失等した終了証について再交付を受けようとする者は、別記様式第31号の4による再交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。
- 10 施行規則第38条第16項の規定により交付された普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書、応急救護処置講習(二)終了証明書、原付講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書又は高齢者講習終了証明書を亡失等したため、当該亡失等した証明書について再交付を受けようとする者は、別記様式第31号の5による再交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。
- 11 公安委員会は、チャレンジ講習を受講した者がコースにおける自動車等の運転をしたことにより、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響がないと確認したときは、講習規則別記様式第1号のチャレンジ講習受講結果確認書を交付するものとする。
- 12 施行規則第38条の2の規定により交付された書類又は前項の規定により交付されたチャレンジ講習受講結果確認書を亡失等したため、当該亡失等した書類等について再交付を受けようとする者は、別記様式第31号の6による再交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。
- 13 施行規則第18条の2の2第5項の規定により交付された検査合格証明書を亡失等したため、当該亡失等した証明書について再交付を受けようとする者は、別記様式第31号の7による再交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。

(免許用写真の省略)

第32条 施行規則第29条第3項(第29条の2第2項において準用する場合を含む。))及び第30条の9第3項に定める申請書に免許用写真を添付する必要がない場合は、別表第1の区分により申請又は申出を行う場合とする。ただし、当該申請又は申出を行う者の免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。

(運転経歴証明書)

第32条の2 法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書の交付を受けようとする者は、別記様式第32号による申請書に写真(申請日前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。))を添えて公安委員会に提出しなければならない。

- 2 法第104条の4第6項の規定により公安委員会が交付する運転経歴証明書の様式は、別記様式第32号の2のとおりとする。
- 3 運転経歴証明書の再交付並びに氏名及び住所の変更事項の記載は、行わないものとする。

第8章 雑則

(高速交通機動隊長の権限)

第33条 法第114条の3の規定により、法に規定する警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する道路をいう。）に係るものは、山形県警察本部交通部高速交通機動隊長に行わせるものとする。

(地域交通安全活動推進委員の委嘱等)

第34条 法第108条の29第1項の規定による地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱、同条第5項の規定による解嘱又は推進委員からの願い出に基づく辞職の承認をするときは、別記様式第33号による辞令を交付して行うものとする。

2 推進委員の委嘱に当たっては、別記様式第34号に定める規格の記章を貸与することとし、推進委員は、活動中、当該記章を着用するものとする。

3 推進委員の解嘱に当たっては、別記様式第35号による通知書により行うものとする。

(地域交通安全活動推進委員協議会の組織区域)

第35条 法第108条の30第1項に規定する地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）を組織する区域は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年6月県条例第36号）第2条に定める警察署の管轄区域とする。

(協議会の意見の申出)

第36条 法第108条の30第3項の規定による意見の申出は、別記様式第36号による意見申出書により行うものとする。

(使用者に対する通知)

第37条 法第108条の34の規定による行政庁又は使用者に対する通知は、別記様式第37号による通知書によつて行うものとする。

(委任)

第38条 この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

(普通免許等の審査)

2 法附則第3条第3項若しくは第5条第2項又は道路交通法の一部を改正する法律（昭和40年法律第96号）附則第2条第3項、第4項若しくは第5条第3項に規定する審査を受けようとする者は、施行規則別記様式第13の2の申請書を公安委員会に提出しなければならない。

(経過規定)

3 この規則の施行の際現に改正前の山形県道路交通規則及び交通規制に関する告示（昭和45年県公安委員会告示第1号。以下「規制告示」という。）の規定によつてなされている申請その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続とみなす。

4 この規則施行の際現に規制告示の規定により交付を受けた標章は、それぞれこの規則の相当規定により交付を受けた標章とみなす。

附 則（昭和53年5月31日山形県公安委員会規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、昭和53年6月1日から施行する。

(経過規定)

2 この規則の施行前に改正前の山形県道路交通規則第4条第4号イに規定する車両につき交付された同規則別記様式第1号による標章は、改正後の山形県道路交通規則別記様式第1号の2による標章とみなす。

附 則（昭和53年11月30日山形県公安委員会規則第6号）

この規則は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則（昭和57年1月18日山形県公安委員会規則第1号）

この規則は、昭和57年1月20日から施行する。

附 則（昭和57年10月6日山形県公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月17日山形県公安委員会規則第10号）

この規則は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（昭和62年11月6日山形県公安委員会規則第4号）

この規則は、昭和62年11月15日から施行する。

附 則（平成元年3月22日山形県公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成2年7月31日山形県公安委員会規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成2年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 道路交通法の一部を改正する法律（平成元年法律第90号。以下「改正法」という。）附則第3項の規定によりなお効力を有するものとされる改正法による改正前の道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する講習を受けようとする者は、次の初心運転者講習受講届出書を公安委員会に提出しなければならない。

初心運転者講習受講届出書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

住 所

氏 名

道路交通法の一部を改正する法律（平成元年法律第90号）
附則第3号の規定によりなおその効力を有するものとされる
改正前の道路交通法第108条の2第1項第1号の規定による
講習を受けます。

県証紙ちよう付欄

※ 講習場所

※ 講習日時	
--------	--

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格B列5番とする。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 前項の初心運転者講習受講届出書は、警察本部長を經由して提出しなければならない。

附 則（平成2年12月25日山形県公安委員会規則第6号）

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成3年3月15日山形県公安委員会規則第1号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年7月26日山形県公安委員会規則第5号）

この規則は、平成3年7月31日から施行する。

附 則（平成3年12月27日山形県公安委員会規則第7号）

この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成4年10月30日山形県公安委員会規則第10号）

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成5年3月26日山形県公安委員会規則第1号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月22日山形県公安委員会規則第5号）

この規則は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成6年10月11日山形県公安委員会規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年6月27日山形県公安委員会規則第3号）

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成8年8月27日山形県公安委員会規則第3号）

この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成10年3月20日山形県公安委員会規則第2号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月1日山形県公安委員会規則第7号）

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成14年5月31日山形県公安委員会規則第6号）

1 この規則は、平成14年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に法第74条の2第1項又は第4項の規定により自動車運転代行業を営む者に選任されている安全運転管理者等は、当該自動車運転代行業を営む者が運転代行業法第5条第1項の規定により当該安全運転管理者等の氏名及び住所を記載した申請書を提出したときは、運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される法第74条の2第1項又は第4項の規定によりそれぞれ選任されたものとみなす。この場合において、運転代行業法第5条第1項に規定する申請書には、改正後の第20条の2の規定により読み替えて適用される第18条第2項の規定に関わらず、同項に規定する書類に代えて、現に選任されている安全運転管理者等に係る安全運転管理者証及び副安全運転管理者証の写しを添付するものとする。

附 則（平成14年9月20日公委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

附 則（平成15年3月7日公委規則第1号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日公委規則第5号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年5月2日公委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 16 日公委規則第 2 号）

- 1 この規則は、平成 16 年 3 月 22 日から施行する。
- 2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の山形県道路交通規則（以下「新規規則」という。）別表第 2 に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第 12 条の 2 の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、従前のおり「3.8メートル」とする。

附 則（平成 17 年 3 月 18 日公委規則第 1 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。〔後略〕

附 則（平成 17 年 4 月 22 日公委規則第 5 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 25 日から施行する。

附 則（平成 17 年 5 月 13 日公委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 8 月 30 日公委規則第 9 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日までの間におけるこの規則による改正後の山形県道路交通規則の適用については、第 1 条中「道路交通法」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第 2 条の規定により、同法の施行前においても行うことができる同法第 3 条の規定による改正後の道路交通法」と、「確認事務の委託の手続き等に関する規則」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律附則第 2 条の規定により、同法の施行前においても行うことができるとされる施行後の確認事務の委託の手続き等に関する規則」とする。

附 則（平成17年 9 月30日公委規則第10号）

この規則は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則（平成17年11月 1 日公委規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月25日公委規則第14号）

この規則は、平成 17 年 11 月 26 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 3 日公委規則第 2 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条、第32条関係）

申 請 書、届 出 書 等	経 由 先	
駐車禁止 除外指定申請書（別記様式第2号） 時間制限駐車区間規制	警察本部長又は住所地进行を管轄する警察署長	
右側停車可指定申請書（別記様式第4号）	規制区域を管轄する警察署長	
登 録 申請書（別記様式第7号の2） 登録更新	警察本部長	
駐車監視員資格者講習受講申込書（別記様式第7号の11）		
駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書（別記様式第7号の13）		
認定申請書（別記様式第7号の14）		
駐車監視員資格者証交付申請書（別記様式第7号の16）		
駐車監視員資格者証書書換え交付申請書（別記様式第7号の20）		
駐車監視員資格者証再交付申請書（別記様式第7号の21）		
緊急自動車 指定申請書（別記様式第8号） 道路維持作業用自動車		住所地进行を管轄する警察署長
緊急自動車 届出書（別記様式第8号の2） 道路維持作業用自動車		
緊急自動車 指定書等記載事項変更届出書（別記様式第10号） 道路維持作業用自動車		
緊急自動車 指定書等再交付申請書（別記様式第11号） 道路維持作業用自動車		
緊急自動車 指定書等返納届出書（別記様式第12号） 道路維持作業用自動車		
制限外けん引の許可申請書（施行規則別記様式第5号）	出発地进行を管轄する警察署長	
運転管理教習申請書（別記様式第13号） 安全運転管理者 資格認定申請書（別記様式第15号） 副安全運転管理者	住所地进行を管轄する警察署長	
安全運転管理者に関する届出書（別記様式第17号）		
副安全運転管理者に関する届出書（別記様式第17号の2）		

安全運転管理者 解任届出書（別記様式第18号） 副安全運転管理者			
運転免許申請書（施行規則別記様式第12）	自動車運転免許試験場において運転免許試験を受けようとする者		警察本部長
	公安委員会が別に指定する場所において運転免許試験を受けようとする者	山形警察署、上山警察署、天童警察署、寒河江警察署及び村山警察署（以下「特定警察署」という。）の管轄区域内に住所がある者	警察本部長
		特定警察署以外の警察署の管轄区域内に住所がある者	住所地を管轄する警察署長
技能検査申請書（施行規則別記様式第13）	自動車運転免許試験場において技能検査を受けようとする者		警察本部長
	公安委員会が別に指定する場所において技能検査を受けようとする者	現に自動車の運転に関する教習を受けている自動車教習所が特定警察署の管轄区域内にある場合	警察本部長
		現に自動車の運転に関する教習を受けている自動車教習所が特定警察署以外の警察署の管轄区域内にある場合	現に自動車の運転に関する教習を受けている自動車教習所の所在地を管轄する警察署長
限定解除審査申請書（施行規則別記様式第13の5）	自動車運転免許試験場において限定解除審査を受けようとする者		警察本部長
	公安委員会が別に指定する場所において限定解除審査を受けようとする者	特定警察署の管轄区域内に住所がある者	警察本部長
		特定警察署以外の警察署の管轄区域内に住所がある者	住所地を管轄する警察署長
運転免許証記載事項変更届（施行規則別記様式第16）			警察本部長又は住所地を管轄する警察署長
運転免許証再交付申請書（施行規則別記様式第17）	特定警察署の管轄区域内に住所がある者		警察本部長
	特定警察署以外の警察署の管轄区域内に住所がある者		警察本部長又は住所地を管轄する警察署長
再試験受験申込書（施行規則別記様式第17の3）			警察本部長
運転免許証更新申請書（施行規則別記様式第18）	優良運転者（法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者をいう。以下同じ。）	山形県内に住所がある者	警察本部長又は特定警察署以外のいずれかの警察署の署長
		山形県外に住所がある者で法第101条の2の2第1項の規定により公安委員会を經由して運転免許証の更新を受けようとする者	警察本部長

	優良運転者以外の者	特定警察署の管轄区域内に住所がある者	警察本部長
		特定警察署以外の警察署の管轄区域内に住所がある者	警察本部長又は住所地进行を管轄する警察署長
運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書（施行規則別記様式第18の2）	優良運転者		警察本部長又は特定警察署以外のいずれかの警察署の署長
	優良運転者以外の者	特定警察署の管轄区域内に住所がある者	警察本部長
		特定警察署以外の警察署の管轄区域内に住所がある者	警察本部長又は住所地进行を管轄する警察署長
経由申請書（施行規則別記様式第18の3）			警察本部長
運転免許取消申請書（施行規則別記様式第19の3の8）	特定警察署の管轄区域内に住所がある者		警察本部長
	特定警察署以外の警察署の管轄区域内に住所がある者		警察本部長又は住所地进行を管轄する警察署長
国外運転免許証交付申請書（施行規則別記様式第22の8）	運転免許証の有効期間の更新又は運転免許証の更新期間前における更新と併せて国外運転免許証の交付を受けようとする優良運転者		運転免許証更新申請書又は運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書の経由先
	上記以外の者	特定警察署の管轄区域内に住所がある者	警察本部長
		特定警察署以外の警察署の管轄区域内に住所がある者	警察本部長又は住所地进行を管轄する警察署長
臨時適性検査申出書（別記様式第27号の3）			警察本部長又は住所地进行を管轄する警察署長
運転免許証返納届出書（別記様式第28号）			
安全運転管理者 講習受講届出書（別記様式第29号） 副安全運転管理者			警察本部長
取消処分者講習受講申出書（別記様式第29号の2）			
停止処分者講習受講申出書（別記様式第30号）			
講習受講申請書（別記様式第30号の2）			
更新時講習受講申請書（別記様式第31号）			運転免許証更新申請書又は運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書の経由先
特定任意講習等受講申請書（別記様式第31号の2）			警察本部長
取消処分者講習終了証再交付申請書（別記様式第31号の4）			
講習終了証明書再交付申請書（別記様式第31号の5）			

特定任意講習終了証明書等再交付申請書（別記様式第31号の6）	
検査合格証明書再交付申請書（別記様式第31号の7）	
運転経歴証明書交付申請書（別記様式第32号）	警察本部長又は運転免許取消申請書を提出した警察署長
意見申出書（別記様式第36号）	地域交通安全活動推進委員協議会に係る区域を管轄する警察署長

別表第2 (第12条の2関係)

路線名	区間
高速自動車国道東北横断自動車道酒田線	山形市大字関沢宮城県境から西村山郡西川町大字月山沢まで
高速自動車国道東北横断自動車道酒田線	鶴岡市田麦俣字鶴の里から酒田市藤塚字ふけ田まで
高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線	上山市金瓶字川原から東根市大字羽入字向野まで
一般国道7号	鶴岡市鼠ヶ関字奥田70番1から鶴岡市温海字温福20番11まで
一般国道7号	鶴岡市三瀬字横町381番102から飽海郡遊佐町吹浦字三崎1番まで
一般国道7号	鶴岡市本田字富家田89番から酒田市広野字興屋240番まで
一般国道13号	米沢市大字板谷字岩陰705番2から米沢市大字板谷字岩陰709番4まで
一般国道13号	米沢市大字板谷字鎌沢527番5から米沢市大字板谷字鎌沢529番14まで
一般国道13号	米沢市大字板谷字鎌沢529番14から新庄市大字鳥越字玉ノ木935番5まで
一般国道47号	新庄市大字鳥越字玉ノ木935番5から酒田市落野目字広野10番5まで
一般国道113号	西置賜郡小国町大字玉川字時巢沢993番2から長井市今泉字山田1842番2まで
一般国道286号	山形市大字関沢字下り沢242番3から山形市荒楯町一丁目1番1まで
一般国道287号	長井市今泉字山田1812番236から西置賜郡白鷹町大字荒砥字熊の宮1027番27まで
一般国道287号	東根市大字野田字七クボ658番1から東根市大字蟹沢字上縄目1823番2まで
一般国道348号	西置賜郡白鷹町大字荒砥字熊の宮1027番27から山形市鉄砲町三丁目171番1まで
主要地方道山形白鷹線	西置賜郡白鷹町大字十王字天神4230番1から西置賜郡白鷹町大字十王字天神4257番1まで
主要地方道天童大江線	天童市大字貫津字和合2520番から寒河江市本町二丁目106番1まで
一般県道大森中野線	山形市大字十文字字大原892番2から山形市大字漆山字伊達城4323番1まで
町道荒砥駅本宿線	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙字粕塚899番3から西置賜郡白鷹町大字十王字天神4256番3まで
臨港道路外港ふ頭2号線	酒田市高砂232番から酒田市高砂170番3まで
臨港道路大浜宮海線	酒田市高砂170番3から酒田市宮海字治八郎畑1番17まで
臨港道路宮海線	酒田市宮海字治八郎畑1番13から酒田市宮海字新林672番まで

別記

様式第1号(第4条関係)

(表)

← 170 mm →

3 mm

黄色 5 mm

発行番号 _____

駐 車 禁 止 除外指定車
時間制限駐車区間規制

主たる運転者
氏 名 _____

登録車両番号 _____

除外する区域
区間又は場所 _____

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
 年 月 日

山形県公安委員会 印

↑ 127 mm ↓

(裏)

注意事項

- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外及び時間制限駐車区間以外の場所では使用できません。
- 2 この標章は、交付目的以外には使用しないでください。
- 3 この標章を使用する場合は、前面ガラス左側の見やすい箇所に掲示してください。
- 4 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従ってください。

この標章を掲示し駐車する場合は、標章に記載された除外する区域区間又は場所に限られます。

次のような駐車はできません。

- ・ 駐停車禁止場所の駐車
- ・ 法定駐車禁止場所の駐車
- ・ 駐車の方法に従わない駐車
- ・ 車庫代わり駐車、長時間駐車

様式第1号の2(第4条関係)

(表)

180 mm

発行番号 _____	
駐 車 禁 止 除外指定車 時間制限駐車区間規制 (身体障害者使用車)	
登録車両番号 _____	
有効期限	年 月 日まで
発行日	年 月 日
山形県公安委員会 印	

130 mm

(裏)

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外及び時間制限駐車区間以外の場所では使用できません。2 この標章は、下記の使用者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。3 この標章を使用する場合は、前面ガラス左側の見やすい箇所に掲示してください。4 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従ってください。
<p style="text-align: center;">次のような駐車はできません。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 駐停車禁止場所の駐車・ 法定駐車禁止場所の駐車・ 駐車の方法に従わない駐車・ 車庫代わり駐車、長時間駐車
使用者 _____

様式第1号の3(第4条関係)

(表)

← 180 mm →		↑ 130 mm ↓	
駐 車 禁 止 時間制限駐車区間規制			発行番号
(紫外線要保護者使用車)			除外指定車
登録車両番号 _____			
有効期限	年 月 日まで		
除外時間	昼間(日の出から日没まで)に限る		
発行日	年 月 日		
山形県公安委員会			印

(裏)

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外及び時間制限駐車区間以外の場所では使用できません。この標章は、下記の使用者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。この標章を使用する場合は、前面ガラス左側の見やすい箇所に掲示してください。現場において警察官の指示があつた場合は、これに従ってください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"><p>次のような駐車はできません。</p><ul style="list-style-type: none">・ 駐停車禁止場所の駐車・ 法定駐車禁止場所の駐車・ 駐車の方法に従わない駐車・ 車庫代わり駐車、長時間駐車</div> <p style="text-align: center;">使用者 _____</p>
--

様式第2号（第4条関係）

駐 車 禁 止 時間制限駐車区間規制 除外指定申請書			
年 月 日			
山形県公安委員会 殿			
住 所			
申請者 氏 名			
電話番号			
主たる 住 所			
運転者 氏 名			
車 両 の 種 類		登 録 車 両 番 号	
申 請 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
除外申請の区域 区間又は場所			
除外指定を必要 とする理由			
調 査 し た 警 察 官 等 の 意 見	氏名		
警 察 署 長 処 理 欄	年 月 日交付 発行番号		
関 係 警 察 署 の 意 見			

- 備考 (1) 印欄については、記載しないこと。
 (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 (3) 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

様式第3号(第5条関係)

(表)

170 mm	
3 mm	
黄色 5 mm	
発行番号 _____	
右側停車可指定車	
主たる運転者 氏名 _____	
登録車両番号 _____	
除外する区域 区間又は場所 _____	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
時 間	1回5分以内 _____
年 月 日	
山形県公安委員会 印	
127 mm	

(裏)

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 この標章を使用する場合は、前面ガラス左側の見やすい箇所に掲示してください。2 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従ってください。3 有効期間が経過し、又は指定の内容に変更が生じたときは、速やかに返納してください。4 上記の注意事項を守らない場合は、指定を取り消すことがあります。
--

様式第4号（第5条関係）

右側停車可指定申請書 年 月 日 山形県公安委員会 殿 住所 申請者 氏 名 印 電話番号 主たる住所 運転者 氏 名			
車両の種類		登録車両番号	
申請の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
指定申請の区域 区間又は場所			
指定を必要とする理由			
調査した警察官等の意見	氏名 印		
警察署長 処理欄	年 月 日交付 発行番号		
関係警察署の意見			

- 備考 (1) 印欄については、記載しないこと。
 (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 (3) 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

様式第5号（第7条関係）

（表）

170 mm	
3 mm	
青色 5 mm	
発行番号 _____	
通行禁止道路通行許可車	
登録車両番号 _____	主たる運転者 氏 名 _____
許可する区域 区間又は場所 _____	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
時 間	時 分から 時 分まで
年 月 日	
警察署長 印	

127 mm

（裏）

注意事項

- 1 この標章を使用する場合は、前面ガラス左側の見やすい箇所に掲示してください。
- 2 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従ってください。
- 3 有効期間が経過し、又は許可の内容に変更が生じたときは、速やかに返納してください。
- 4 上記の注意事項を守らない場合は、許可を取り消すことがあります。

様式第6号（第9条関係）

駐車禁止場所 時間制限駐車区間規制における駐車許可申請書			
			年 月 日
警察署長 殿		住所	
		申請者 氏 名	印
		電話番号	
		主たる住所 運転者 氏 名	
車両の種類		登録車両番号	
駐車の日時	年 月 日 時 年 月 日 時	分から 分まで	
駐車場所			
駐車理由			
警察署長 処理欄	年 月 日交付	発行番号	

- 備考 (1) 印欄については、記載しないこと。
 (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 (3) 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

様式第7号（第9条関係）

（表）

駐 車 許 可 証					
					発行番号 _____
登録車両番号			主たる運転者 氏 名		
日 時	年 月	日 時	日 時	分から 分まで	
場 所					
条 件					
上記の通り許可します。 年 月 日					
					警察署長 印

（裏）

<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この許可証を使用する場合は、前面ガラス左側の見やすい箇所に掲示してください。 2 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従ってください。 3 有効期間が経過し、又は許可の内容に変更が生じたときは、速やかに返納してください。 4 上記の注意事項を守らない場合は、許可を取り消すことがあります。
--

(裏)

証紙ちょう付欄

証紙ちょう付欄

証紙ちょう付欄

様式第7号の3（第9条の2関係）

役員名簿

(ふりがな) 法人名称					所在地		
番	役職名	氏名	生年月日		住所		
			年	月 日			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

- 記載要領： 1 番号1の欄には代表者について記載すること。
 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする

診 断 書

住 所

氏 名

上記の者は、

- 1 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤
の中毒者に該当しない旨
 - 2 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに
当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に
行うことができない者に該当しないことが明らか
である旨
- を診断します。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

医 師

印

誓 約 書

当法人は、道路交通法第51条の8第3項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
- 2 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人
 - (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (3) 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - (5) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - (6) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

山形県公安委員会 殿

年 月 日

（主たる事業所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

印

誓 約 書

当法人は、車両、携帯電話用装置その他の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機
を用いて確認事務を行うものであることを誓約します。

山形県公安委員会 殿

年 月 日

（主たる事業所の所在地）

（名 称）

（代表者の氏名）

印

様式第7号の7（第9条の3関係）

登 録 簿 ()					
登録番号	法人名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	登録(更新)年月日	備 考
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

備考 備考欄には、登録の取消し、登録変更等の内容を記載すること。

登録（更新）通知書

（主たる事業所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名） 殿

第1項に規定する登録
道路交通法第51条の8
第6項に規定する登録の更新
を行い、下記のとおり登録簿に
登載したので通知します。

登録（更新）年月日	年 月 日（有効期限 年 月 日）
登録番号	第 号

（注： 登録の更新は、有効期限の3月前から2月前までの間に申請してください。）

年 月 日

山 形 県 公 安 委 員 会 印

登録（更新）申請に関する通知書

（主たる事業所の所在地）

（名 称）

（代 表 者 の 氏 名）

殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の8

第1項に規定する登録

第6項に規定する登録の更新

の申請については、下記の理由により登録（更新）しないこととしたので通知します。

理 由

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。）提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 この処分について1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

年 月 日

山 形 県 公 安 委 員 会 印

登録取消処分通知書

(主たる事業所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

道路交通法第51条の10の規定により、登録(登録番号 第 号)を取り
消したので通知する。

理 由

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

年 月 日

山形県公安委員会 印

（表）

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	
修了証明書交付年月日	年 月 日
修 了 証 明 書 番 号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

（申込者の氏名）

印

申 込 者	本 籍				
	住 所	都道府県			
	電 話 ()	(自宅・携帯)			
	(ふりがな)		性 別	男・女	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
	氏 名				
	生年月日	年	月	日生	
勤務先その 他の連絡先	電 話 ()				
受講希望 年 月 日					

実 施	受講年月日 (修了審査)	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日)	修了審査の結果	合 ・ 否
	受講場所			
	受講番号			

記載要領 1 印欄には、記載しないこと。

2 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

証紙ちょう付欄

受講番号

駐車監視員資格者講習受講票

ふりがな
氏名 (男・女)
生年月日 年 月 日生

項目	日 時	検 印
受付時間	各日 時 分から 時 分の間	
講習日	年 月 日 時 分 開始	
講習日	年 月 日 時 分 開始	
考查日	年 月 日 時 分 開始	
場 所 (略 図)		

受 理 年 月 日	年 月 日
受 理 番 号	
証 明 書 再 交 付 年 月 日	年 月 日

駐車監視員資格者講習修了証明書(認定書)再交付申請書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 - 都道府県		
		電 話 () -	(自宅・携帯)	
	(ふりがな) 氏 名		性 別	男 ・ 女
	生年月日		年	月 日
証 明 書	勤 務 先	電 話 () -		
	番 号			
	交 付 年 月 日		年	月 日
再交付を申請する事由				

- 記載要領 1 印欄には、記載しないこと。
 2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(表)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
認定年月日	年 月 日
認定書番号	

認 定 申 請 書

年 月 日

山 形 県 公 安 委 員 会 殿

(申請者の氏名)

印

申 請 者	本籍			
	住所	〒 - 都道府県		
		電話 () -	(自宅・携帯)	
	(ふりがな) 氏名	性別	男・女	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
	生年月日	年 月 日生		
勤務先その 他の連絡先	電話 () -			

実 施	認定審査日	年 月 日	認定審査の結果	合 ・ 否
	受検場所			
	受検番号			

- 記載要領
- 1 印欄には、記載しないこと。
 - 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものをはり付けること。
 - 3 確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注 意 事 項

駐車監視員資格者講習課程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認定されても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- 1 18歳未満の者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

証紙ちょう付欄

受検番号		
駐車監視員資格者認定考査受検票		
ふりがな 氏名 (男・女) 生年月日 年 月 日生		
項目	日 時	検 印
受付時間	各日 時 分から 時 分の間	
認定考査	年 月 日 時 分 開始	
場 所 (略 図)		

(表)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
交付年月日	年 月 日
資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申請者	本籍			
	住所	〒 - 都道府県		
		電話 () -	(自宅・携帯)	
	(ふりがな) 氏名		性別 男・女	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
	生年月日	年 月 日生		
勤務先その他の連絡先	電話 () -			
証明書	番号			
	交付年月日	年 月 日		

添付書類	修了証明書又は認定書 戸籍謄本若しくは抄本又は外国人登録原票の写し 登記事項証明書 診断書 誓約書 写真2枚(うち一枚はり付)
------	--

- 記載事項 1 印欄には、記載しないこと。
 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

証紙ちょう付欄

証紙ちょう付欄

証紙ちょう付欄

誓 約 書

私は、道路交通法第51条の13第1項第2号イから八までに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 1 18歳未満の者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の3第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 4 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- 6 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 7 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 8 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

山形県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

駐車監視員資格者証交付者名簿

交付内容			特記事項
資格者証番号	本籍		
	住所	〒 - 都道府県	
交付年月日	ふりがな 氏名 生年月日	(男・女) 年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() - (自宅・携帯)	
資格者証番号	本籍		
	住所	〒 - 都道府県	
交付年月日	ふりがな 氏名 生年月日	(男・女) 年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() - (自宅・携帯)	
資格者証番号	本籍		
	住所	〒 - 都道府県	
交付年月日	ふりがな 氏名 生年月日	(男・女) 年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() - (自宅・携帯)	
資格者証番号	本籍		
	住所	〒 - 都道府県	
交付年月日	ふりがな 氏名 生年月日	(男・女) 年 月 日生	
修了証明書番号等	連絡先	() - (自宅・携帯)	

備考 特記事項には再交付歴、返納命令歴等を記載すること。

駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

(住所)

(氏名)

殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項に規定する駐車監視員資格者証の交付の申請については、下記の理由により交付しないこととしたので通知します。

理 由

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、山形県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、その期間内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 この処分について1の異議申し立てをした場合の処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

年 月 日

山形県公安委員会 印

(表)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申請者	本籍			
	住所	〒 - 都道府県		
		電話 () -	(自宅・携帯)	
	(ふりがな)		性別	写真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
	氏名		男・女	
	生年月日	年 月 日生		
	勤務先その他の連絡先	電話 () -		
資格者証番号	資格者証番号			
	交付年月日	年 月 日		
書換え交付を申請する事由				

記載要領 1 印欄には、記載しないこと。

2 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。

3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

証紙ちょう付欄

証紙ちょう付欄

証紙ちょう付欄

(表)

受理年月日	年 月 日
受理番号	
交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

山形県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

印

申 請 者	本籍			
	住所	〒 - 都道府県		
		電話 () - (自宅・携帯)		
	(ふりがな) 氏名	性別	男・女	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
生年月日	年 月 日生			
勤務先その 他の連絡先	電話 () -			
資 格 者 証 番 号	資格者証 番号			
	交付年月日	年 月 日		
再交付を 申請する事由				

- 記載要領
- 1 印欄には、記載しないこと。
 - 2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
 - 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

証紙ちょう付欄

証紙ちょう付欄

証紙ちょう付欄

第

号

駐車監視員資格者証返納命令書

(住所)

(氏名) 殿

道路交通法第51号の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証

(第 号)の返納を命ずる。

理由

この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を山形県公安委員会に返納しなければならない。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は山形県公安委員会となります。)提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

年 月 日

山形県公安委員会 印

様式第 8 号 (第 11 条関係)

緊 急 自 動 車 指 定 申 請 書 道路維持作業用自動車		年 月 日
山形県公安委員会 殿		申請者 住 所 氏 名 印
用 途		
主 な 使 用 地		
使用の本拠の位置		
使 用 者	住 所	
	氏 名 又は職名	
指 定 を 受 け よ う と す る 自 動 車	車 名	
	車 種	
	年 式	
	塗 色	
	自動車登録番号	
	車 台 番 号	
指 定 を 受 け よ う と す る 理 由		

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第 8 号の 2 (第 11 条関係)

緊 急 自 動 車 道路維持作業用自動車 届 出 書		年 月 日
山形県公安委員会殿		届出者 住 所 氏 名 印
用 途		
主 な 使 用 地		
使用者	住 所	
	氏 名 又は職名	
届出に係る自動車	車 名	
	車 種	
	年 式	
	自動車登録番号	
自動車の使用の本拠の位置及び名称		

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

様式第9号（第11条関係）

（表）

緊急自動車 道路維持作業用自動車 指 定 書		128 mm	180 mm
指 定 番 号			
使 用 者	住 所		
	氏名又は職名		
用 途			
主 な 使 用 地			
使用の本拠の位置			
指定した 自 動 車	車 名		
	車 種		
	年 式		
	塗 色		
	自動車登録号 自 番		
	車 台 番 号		
道路交通法施行令第13条第1項の規定により、緊急自動車として指定します。 第14条の2第2号 道路維持作業用自動車		年 月 日 山形県公安委員会 印	

（裏）

	年 月 日	変 更 事 項	公安委員会印
記載事項			
変 更			
備 考			

様式第9号の2（第11条関係）

（表）

緊急自動車届出確認書 道路維持作業用自動車		年 月 日 山形県公安委員会 印
確認番号		
使用者	住所	
	氏名又は職名	
用途		
主な使用地		
届出に係る自動車	車名	
	車種	
	年式	
	自動車登録番号	
自動車の使用の本拠の位置及び名称		

（裏）

記載事項 変更	年月日	変更事項	公安委員会印
備考			

様式第10号（第11条関係）

緊急自動車指定書等記載事項変更届出書 道路維持作業用自動車			
		年 月 日	
山形県公安委員会殿		住所	
		届出者 氏名	印
指定（確認）番号			指定（確認）年月日
使用者	住所		
	氏名又は 職名		
変更する 事項	旧		
	新		
	理由		

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第11号（第11条関係）

緊急自動車 道路維持作業用自動車 指定書等再交付申請書			
山形県公安委員会殿		年 月 日	
申請者		住所 氏名 印	
指定（確認）番号		指定（確認）年月日	
使用者	住所		
	氏名又は 職名		
指定を受けた（届出に 係る）自動車	車名		
	車種		
	年式		
	塗色		
	自動車登録 番号		
再交付申請の理由			

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 3 届出に係る自動車については、塗色の欄には記入しないこと。

様式第12号（第11条関係）

緊急自動車 道路維持作業用自動車			
指定書等返納届出書			
山形県公安委員会殿		年 月 日	
		住所 返納者 氏名	
		印	
指定（確認）番号		指定（確認）年月日	
使用者	住所		
	氏名又は 職名		
指定を受けた（届出 に係る）自動車	車名		
	車種		
	年式		
	塗色		
	自動車登録番号		
返納理由			

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 3 届出に係る自動車については、塗色の欄には記入しないこと。

様式第13号（第16条関係）

運 転 管 理 教 習 申 請 書				
				年 月 日
山形県公安委員会殿				
申請者氏名				印
電話番号				
<p>道路交通法施行規則（自動車運転代行業者については自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の規定により読み替えて適用される道路交通法施行規則）第9条の9第1項第2号に定める自動車の運転の管理に関する教習を受けたいので申請します。</p>				
ふりがな	氏名	生年月日	年 月 日生	
住所				
勤務先	所在地			
	名称			
現在の職務上の地位				
最終学歴		年 月 日 大 高 中 卒業 修了 中退		
自動車の運転又は運転管理に従事した経験	期 間	事業者(使用者)名	職名	職務の概要
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			
	年 月 から 年 月 まで			

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号

教 習 修 了 証

氏 名

年 月 日生

あなたは道路交通法施行規則(自動車運転代行業者については自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の規定により読み替えて適用される道路交通法施行規則)第9条の9第1項第2号に定める自動車の運転の管理に関する教習を修了したことを証します。

年 月 日

山形県公安委員会 印

様式第15号（第17条関係）

<p>安全運転管理者 資格認定申請書 副安全運転管理者</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山形県公安委員会殿</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名 印</p> <p>道路交通法施行規則（自動車運転代行業者については自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の規定により読み替えて適用される道路交通法施行規則）第9条の9第1項第2号第9条の9第2項第2号の規定により、安全運転管理者の資格認定を受けたいので申請します。</p>				
氏名	年 月 日生（ 歳）			
住所				
勤務先				
現在の職務上の地位				
最終学歴	年 月 日 大 高 中 卒業 修了 中退			
自動車の運転又は運転の管理に従事した経験	期 間	使用者名	職名	職務の概要
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	年 月 日から 年 月 日まで			
事業所の名称				
所轄警察署長の意見				

- 備考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
- 3 印の欄については、記載しないこと。

第 号

認 定 書

氏 名

あなたは道路交通法施行規則（自動車運転代行業者については自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の規定により読み替えて適用される道路交通法施行規則）第9条の9第1項第2号第9条の9第2項第2号の規定により、安全運転管理者副安全運転管理者としての資格を有することを認定します。

年 月 日

山形県公安委員会 印

様式第17号（第18条関係）

整理 番号		(表)				
安全運転管理者に関する届出書						
山形県公安委員会殿			年 月 日			
安全運転管理者を選任 届出事項（ ）を変更		}	したので		届出者の氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	
お届けします。		住 所		(電話)		
選任年月日	年 月 日		使 用 の 本 拠	名 称		
安全運転管理 者 氏 名	(ふりがな)			位 置		
資 格 要 件	生年月日 (年齢)	年 月 日生(歳)		業 種 別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸売・ 小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸 業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他	
	運 転 の 管 理 経 験					3
	1 2年以上	2 公安委員会 の教習修了者 で1年以上				公安委員 会の認定
職務上の地位						

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

安全運転管理者 が運転免許をも っている場合	免許の種類				使用の本拠における自動車台数、 運転者数	自動車台数	乗用貨物			大型特殊	小型特殊	自動二輪	計					
	免許年月日						大型	普通	軽					大型	普通	軽		
	免許番号																	
	交付年月日																	
安全運転管理者 の勤務態様	勤務	日勤 隔日 その他()		勤務所名	職名	運転者数	免許種別	大型		普通		大型特		軽	自二	小特	計	
	副安全運転管理者の有無	あり(名)なし						1種	2種	1種	2種	1種	2種					
安全運転管理者の 経歴	勤務期間					前安全運転管理者	解任年月日											
	自 年 月 日・ 至 年 月 日						氏名											
	自 年 月 日・ 至 年 月 日						解任事由	1 死亡 2 退職 3 転任										
	自 年 月 日・ 至 年 月 日						解任事由	4 解任命令 5 その他()										
	自 年 月 日・ 至 年 月 日																	
備考																		

様式第17号の2（第18条関係）

整理 番号		（表）			
副安全運転管理者に関する届出書					
山形県公安委員会殿		年 月 日			
副安全運転管理者を選任 届出事項を変更 お届けします。		届出者の氏名（法人にあつては 名称及び代表者の氏名）			
		住所			
		印 (電話)			
選任年月日	年 月 日		使 用 の 本 拠	名 称	
副安全運転管 理者の氏名	(ふりがな)			位 置	
				安全運転 管理者の 氏 名	
資 格 要 件	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)		業 種 別	
	1 運転の管 理経験	2 運転経験 期間			3 公安委 員会の認 定
	1年以上	3年以上			
職務上の地位			1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小 売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他		

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(裏)

副安全運転管理者が運転免許をもっている場合	免許の種類				管理する自動車の台数、 運転者数	自動車台数	乗用			貨物			大型特殊	小型特殊	自動二輪	計		
	免許年月日						大型	普通	軽	大型	普通	軽						
	免許番号																	
	交付年月日																	
	交付公安委員会																	
副安全運転管理者の勤務の態様	勤務	日勤 隔日 その他()			前副安全運転 管理者	運転者数	免許種別	大型		普通		大特		自	小	計		
	補助者の有無	あり(名)なし					一種	二種	一種	二種	一種	二種	二	特				
副安全運転管理者の略歴	勤務期間	勤務所名	職名		前副安全運転 管理者	運転者数	専従											
	自 . . . 至 . . .						予備											
	自 . . . 至 . . .						解任年月日											
	自 . . . 至 . . .						氏名											
	自 . . . 至 . . .						解任理由	1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他()										
	自 . . . 至 . . .																	

備考

様式第18号（第18条関係）

<p>安全運転管理者 副安全運転管理者</p> <p style="text-align: right;">解任届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>山形県公安委員会殿</p> <p style="text-align: right;">届出者の氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名 住 所</p> <p style="text-align: right;">印）</p> <p>道路交通法第 74 条の 2 第 5 項の規定により、安全運転管理者 副安全運転管理者を解任したのでお届けし ます。</p>		
解任した安全運 転管理者又は副 安全運転管理者	住 所	
	氏 名 生年月日	年 月 日生（ 歳）
解任した理由		

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第19号（第18条関係）

安全運転管理者 副安全運転管理者 経 歴 書	
本籍又は国籍	
住 所	
氏名生年月日	年 月 日生（ 歳）
自動車の運転管理に関する実務経歴	年
（公安委員会が行う教習を終了した者）	（ 年）
自動車の運転経験期間	年
道路交通法（自動車運転代行業者については自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法）第74条の2第6項の規定による命令による解任の有無及び解任年月日	有 無 年 月 日
道路交通法施行規則（自動車運転代行業者については自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読み替えに関する内閣府令の規定により読み替えて適用される道路交通法施行規則）第9条の9第1項第2号口に該当の有無	
略 歴	
最終学歴	学校 学部 科名
	卒 修 中
職 歴	年 月 日 履 歴 事 項
賞 罰	
上記のとおり相違ないことを証明します。	
年 月 日	
使用者（自動車運転代行業者）住所	
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名） 印	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号							
安全運転管理者解任命令書 副安全運転管理者							
年 月 日							
様							
山形県公安委員会 印							
道路交通法（自動車運転代行業者については自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法）第74条の2第6項の規定により、あなたが選任している安全運転管理者の解任を命じます。 副安全運転管理者							
解任すべき安全運転管理者又は副安全運転管理者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">住 所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生年月日</td> <td style="padding: 5px; text-align: right;">年 月 日生</td> </tr> </table>	住 所		氏 名		生年月日	年 月 日生
住 所							
氏 名							
生年月日	年 月 日生						
解任を命ずる理由							

別記様式第22号（第24条関係）

第 号		
道路使用取消し通知書 取消し		
年 月 日		
住所 様		
警察署長		
次の理由によつて、道路交通法第77条第5項の規定により、あなたの道路使用を取り 消し 年 月 日から 年 月 日まで 日間停止しま したので通知します。		
許可の種別		新規 継続 の 別
場所 (区 間)		
許可番号		許可年月日
理由		
備考		

様式第23号（第24条関係）

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">第 号</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">弁 明 通 知 書</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">様</p> <p style="text-align: right; font-size: 24px; margin: 0;">警 察 署 長 印</p>		
<p>次の理由により、あなたの道路使用許可を^{取消し}_{停止}するについて、あなたの弁明をきき、 有利な証拠を提出していただくため、次の日時、場所に出頭してください。</p> <p>なお、正当な理由がなくて出頭しないときは、弁明をきかないで許可を^{取消し}_{停止}の処分 をします。</p>		
出 頭 の 日 時		
出 頭 の 場 所		
許 可 の 種 別		新規 継続 の別
場 所（区 間）		
許 可 番 号		許 可 年 月 日
理 由		

様式第24号（第25条関係）

<p>第 号</p> <p>違法工作物等に対する措置命令書</p> <p>年 月 日</p> <p>様</p> <p>警 察 署 長 印</p> <p>次の理由により、あなたの行為に係る工作物、物件、工事、作業について道路交通法第81条第1項の規定により、年 月 日まで除去移転、改修中止することを命じます。</p> <p>なお、この命令に係る措置を講じないときは、処罰されることがあります。</p>	
違法工作物の設置 等 の 場 所	
違法 工作物 物件 工事 作業 名	
理 由	

様式第25号（第26条関係）

第 号	
沿道の工作物等に対する措置命令書	
年 月 日	
様	
警 察 署 長 印	
<p>次の理由により、あなたが沿道の土地に設置している工作物、物件について、道路交通法第82条第1項の規定により、年 月 日まで除去することを命じます。</p> <p>なお、この命令に係る措置を講じないときは、処罰されることがあります。</p>	
工作物の設置場所 物件	
工作物、物件名	
理 由	

様式第26号（第28条関係）

第 号
運転免許試験合格取消し通知書
年 月 日
様
山形県公安委員会 印
次の理由により、あなたの運転免許試験合格を取り消しましたので通知します。

試験の年月日		受験番号	
試験の場所			
免許の種類			
理 由			

適性検査受検命令書

年 月 日

住所

殿

山形県公安委員会 印

道路交通法第90条第6項
第103条第5項の規定により下記のとおり適性検査の受検を命じます。

拒否又は保留
保
取消し又は効力の停止
効力の停止

なお、この命令に違反して、適性検査を受けない場合は、運転免許の
の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- 備考 1 適性検査を受けない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

診 断 書 提 出 命 令 書

年 月 日

住所

殿

山形県公安委員会 印

道路交通法第90条第6項
第103条第5項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則
第18条の4第2項
第29条の5第2項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。

拒否又は保留
保
取消し又は効力の停止
効力の停止
なお、この命令に違反して、診断書を提出しない場合は、運転免許の
の処分を受けることとなります。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	
備考	

- 備考 1 診断書を提出しない場合の運転免許の「拒否又は保留」又は「取消し又は効力の停止」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には、それぞれ「保留」又は「効力の停止」の処分を受け、その他の場合にはそれぞれ「拒否」又は「取消し」の処分を受けることとなることを意味します。
- 2 道路交通法施行規則第18条の4第2項及び第29条の5第2項に規定する要件とは、主治医が作成し、処分の事由に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることです。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第27号の3（第29条の2関係）

臨時適性検査申出書

年 月 日

山形県公安委員会殿

道路交通法第102条第2項及び道路交通法施行令第37条の7第1号に規定する臨時適性検査を受けたいので申し出ます。

氏名 生年月日	男 女 日生（ 歳）		
住所	電話番号		
所持免許	種類	取得年月日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日 県交付	
	免許番号		
臨時適性検査を受ける理由			
認定材料			
備考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

臨時適性検査通知書

年 月 日

住所

殿

山形県公安委員会 印

道路交通法第102条第1項第2項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、運転免許の取消しの効力の停止の処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- 備考 1 運転免許を受けた方がやむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、運転免許の取消し又は停止の処分を受けることはありません。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

臨時適性検査通知書（仮運転免許）

年 月 日

住所

殿

山形県公安委員会 印

道路交通法第 102 条 ^{第 1 項} _{第 2 項} に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知
します。

なお、この通知を受け、やむを得ない理由なく適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令第 37 条の 7 第 1 号に掲げる場合を除き、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- 備考 1 やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、仮運転免許の取消しの処分を受けることはありません。
- 2 道路交通法施行令第 37 条の 7 第 1 号に掲げる場合とは、運転免許を受けた方から自らの身体的適性について適性検査を受けたい旨の申出があり、その申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合（一定の場合を除く。）のことです。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

臨時適性検査通知書	
住所	年 月 日
殿	山形県公安委員会 印
<p>道路交通法第102条第1項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。</p> <p>なお、この通知を受け、適性検査を受けない場合は、臨時適性検査の通知（運転免許の保留）を受け、臨時適性検査の通知（運転免許の保留）を受けることとなります。</p>	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- 備考 1 適性検査を受けない場合の「運転免許の拒否又は臨時適性検査の通知（運転免許の保留）」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には「臨時適性検査の通知（運転免許の保留）」、その他の場合には「運転免許の拒否」の処分を受けることとなることを意味します。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第27号の7（第29条の2関係）

臨時適性検査通知書（仮運転免許）

年 月 日

住所

殿

山形県公安委員会 印

道路交通法第102条第1項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第27号の8（第29条の2関係）

臨時適性検査通知書	
住所	年 月 日
殿	
山形県公安委員会 印	
道路交通法第107条の4第1項に規定する適性検査を下記のとおり実施いたしますので通知します。	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第28号（第30条関係）

運転免許証返納届出書																		
年 月 日																		
山形県公安委員会 殿																		
返納者 住所 氏名 印																		
返納 免 許 証	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">免許証番号</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>交付年月日 及び番号</td> <td style="text-align: center;"> 年 月 日 </td> </tr> <tr> <td>有効期間の 末日</td> <td style="text-align: center;"> 年 月 日 </td> </tr> </table>	免許証番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>												交付年月日 及び番号	年 月 日	有効期間の 末日	年 月 日
免許証番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																	
交付年月日 及び番号	年 月 日																	
有効期間の 末日	年 月 日																	
返納理由																		
備考																		

- 備考 1 返納者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

安全運転管理者講習受講届出書
副安全運転管理者

年 月 日

山形県公安委員会殿

住 所

氏名（法人にあつては、
名称及び代表者の氏名）

印

次の者に、道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者講習を受
副安全運転管理者
講させます。

受 講 者 氏 名	
県 証 紙 ち ょ う 付 欄	

- 備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第29号の2（第31条関係）

取消処分者講習受講申出書		
年 月 日		
山形県公安委員会殿		
氏名、生年月日		年 月 日生
本 籍		
住 所		
免許欠格期間満了の日	年 月 日	
取消前に取得していた 免 許 の 種 類	大 普 大 大 普 小 原 け 大 普 大 け 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二	
交 付 公 安 委 員 会	公安委員会	
希望する講習の車種	四 二 原	県 証 紙 ち よ う 付 欄
	輪 輪 付	
講 習 日	年 月 日	
講 習 場 所		

- 備考 1 氏名、生年月日、本籍、住所欄は、明りようにかい書で記載すること。
 2 申請者は、印の欄には、記載しないこと。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

追加〔平成2年公委規則3号〕、一部改正〔平成6年公委規則5号・8年3号〕

別記様式第30号(第31条関係)

受講番号()													
停止処分者講習受講申出書													
通知番号()				年 月 日									
山形県公安委員会殿													
道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する停止処分者講習を受けたいので申し出ます。													
停止等の期間	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 年 月 日から 日間 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 年 月 日まで </div>												
住所													
氏名				生年月日	年 月 日生(歳)			性別					
免許証番号等	第 号			年 月 日			公安委員会交付						
免許の種類	第一種免許						第二種免許				有効期間の末日	年 月 日	
	大 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型	普 通			大 特
県 証 紙 ち よ う 付 欄													
処 分 者 講 習 会 の 案 内 _____ 年 月 日 (会場)													
								整理番号					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第30号の2（第31条関係）

講習受講番号（ ）												
講習受講申請書												
年 月 日												
山形県公安委員会 殿												
次の講習を受けたいので申請します。												
受けようとする講習 （ をつける）	普通車講習	大型二輪車講習	普通二輪車講習	応急救護処置講習		原付講習	旅客車講習		高齢者講習		違反者講習	
				（一）	（二）		大型	普通	通常	小特	社会参加	実車
氏 名												
生 年 月 日	年 月 日 生											
住 所												
講習終了証明書の交付の申出 （ をつける）	必 要						不 要					
講 習 日	年 月 日											
講 習 場 所												
県 証 紙 ち ょ う 付 欄												

- 備考 1 応急救護処置講習に関して、第一種免許にかかる講習を(一)、第二種免許にかかる講習を(二)とする。
- 2 申出の欄は、違反者講習を受講した者にあつては記載不要とする。
- 3 申請者は、印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

更新時講習受講申請書

年 月 日

山形県公安委員会殿

氏 名

講習区分：

県証紙ちょう付欄

備考 講習区分の欄には受けようとする更新時講習の名称を記載すること。

様式第31号の2（第31条関係）

特定任意講習等受講申請書				
年 月 日				
山形県公安委員会 殿				
次の講習を受けたいので申請します。				
受けようとする講習 （ をつける ）	運 転 者 特 定 任 意 講 習	特定任意高齢者講習 （簡易）	特定任意高齢者講習 （通常）	チャレンジ講習
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日生			
住 所				
講習終了証明書等の 交付の申出 （ をつける ）	必 要		不 要	
講 習 日	年 月 日			
講 習 場 所				
県 証 紙 ち ょ う 付 欄				

- 備考 1 申出の欄は、チャレンジ講習を受講した場合は記載不要とする。
 2 申請者は、 印の欄には、記載しないこと。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第 号

写 真

ちよう付

押出し

スタンプ

取消処分者講習終了証

本 籍

住 所

氏 名

生年月日

あなたは道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する取消処分者講習を終了したことを証します。

年 月 日

山形県公安委員会 印

備考 写真は、講習前6月以内に撮影した、無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。

様式第31号の4（第31条関係）

取消処分者講習終了証再交付申請書	
年 月 日	
山形県公安委員会殿	
氏名、生年月日	年 月 日生
本 籍	
住 所	
再交付を申請する 理 由	
受講日、場所	年 月 日

備考 1 氏名、生年月日、本籍、住所欄は、明りようにかい書で記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第31号の5（第31条関係）

講習終了証明書再交付申請書										
山形県公安委員会 殿								年 月 日		
次の講習終了証明書の再交付を申請します。										
再交付を受けようとする講習終了証明書の種類 （をつける）	普通車講習	大型二輪車講習	普通二輪車講習	応急救護処置講習		原付講習	旅客車講習		高齢者講習	
				（一）	（二）		大型	普通	通常	小特
氏名										
生年月日	年 月 日生									
住所										
再交付の理由										
講習日	年 月 日									
講習場所										

- 備考 1 応急救護処置講習に関して、第一種免許にかかる講習を(一)、第二種免許にかかる講習を(二)とする。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第31号の6（第31条関係）

特定任意講習終了証明書等再交付申請書				
山形県公安委員会 殿				年 月 日
次の講習終了証明書等の再交付を申請します。				
再交付を受けようとする講習終了証明書等の種類 （をつける）	運転者特定任意講習	特定任意高齢者講習 （簡易）	特定任意高齢者講習 （通常）	チャレンジ講習
氏名				
生年月日	年 月 日生			
住所				
再交付の理由				
講習日	年 月 日			
講習場所				

- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第31号の7（第31条関係）

検査合格証明書再交付申請書 年 月 日 山形県公安委員会 殿 検査合格証明書の再交付を申請します。		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日 生	
住 所		
再交付の理由		
検査を受けた 自動車の種類 (をつける)	大 型	普 通
検 査 合 格 日	年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第32号（第32条の2関係）

運転経歴証明書交付申請書												
山形県公安委員会 殿										年 月 日		
フリガ					男	生年月日		年 月 日生			写真ちよう付欄	
氏名					女							
住所												
申請取消年月	年 月 日			電話番号	1 自宅 2 勤務先 ()							
申請取消	交付公安委員会名	公安委員会										県証紙ちよう付欄
	免許証番号											
	交付年月日 交付照会番	平成 年 月 日										
	第一種免許	二・小・原	昭和・平成			年 月 日						
		その他	昭和・平成			年 月 日						
	第二種免許	昭和・平成			年 月 日							
運転者区分	1 優良 2 一般 3 違反等											
注 意 事 項												
<p>1 運転経歴証明書の交付申請は、申請取消し（全部取消しに限る。）を行った日から1ヶ月以内に申請することができます。</p> <p>2 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。</p> <p>3 運転経歴証明書では、自動車等を運転することはできません。</p> <p>4 運転経歴証明書の表示内容は、申請取消し時点のものとなります。 運転経歴証明書交付後に住所等に変更を生じた場合でも、変更事項の記載を受けることはできません。</p> <p>5 亡失等をした場合でも、再交付を受けることはできません。</p>												

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第32号の2（第32条の2関係）

(表)

85.6mm

氏名		年月日生		
住所				
交付	年月日			
銀 帯			写 真	
運 転 経 歴 証 明 書				
二・小・原	年	月	日	種類
他	年	月	日	
二種	年	月	日	

山形県公安委員会印

47.9mm

54.0mm

(裏)

75.6mm

注 意 事 項	
<p>1 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。</p> <p>2 この証明書では、自動車等を運転することはできません。</p> <p>3 住所等に変更を生じた場合でも、変更事項の記載を受けることはできません。</p> <p>4 亡失等をした場合でも、再交付を受けることはできません。</p>	

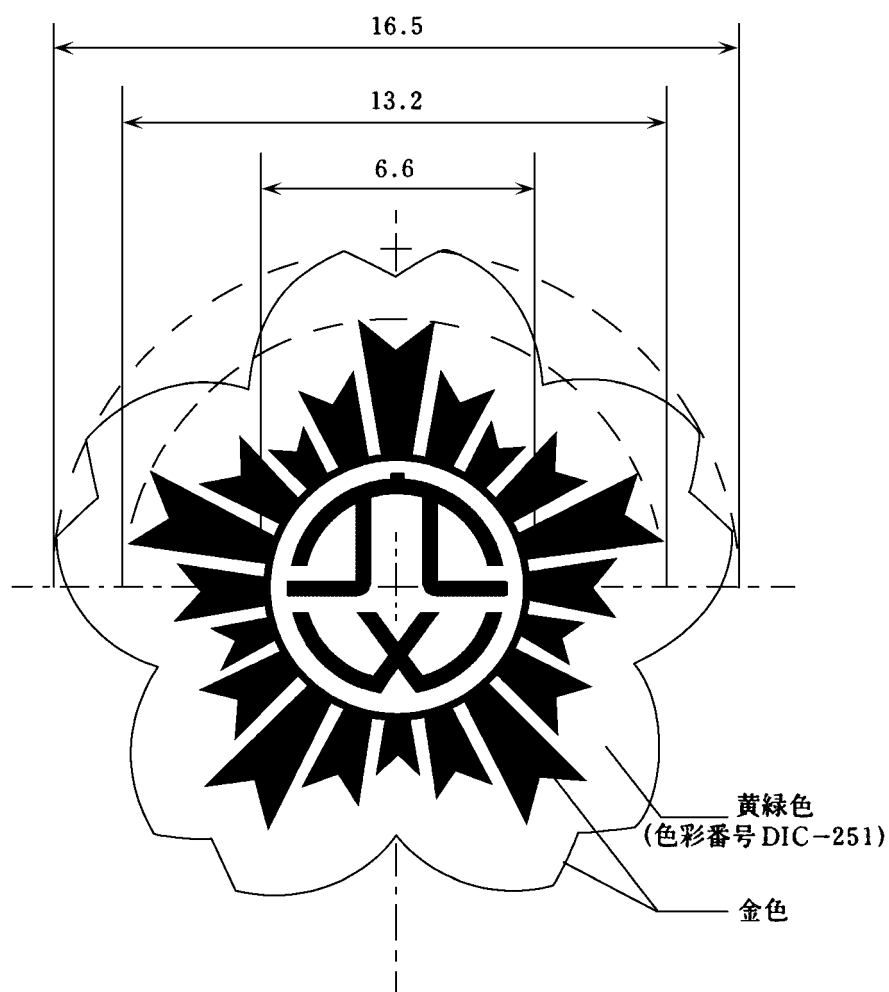
43.9mm

辞

令

<p>（氏名）</p>	<p>（現職名）</p>
<p>（発令事項）</p>	
<p>（発令年月日及び任命権者）</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">山形県公安委員会 印</p>	

様式第34号（第34条関係）



備考

- 1 数字は寸法を示し、単位はミリメートルとする。
- 2 記章の色彩は地の色を黄緑色（色彩番号D I C 251 又はその相当色とする。）とし、日章（「交」の模様を含む。）及び縁取りを金色とする。

解 嘱 理 由 通 知 書

第 号
年 月 日

様

山形県公安委員会 印

道路交通法第108条の29第5項の規定により地域交通安全活動推進委員を解嘱する予定ですので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則第10条の規定に基づき次のとおり通知します。

記

1 解嘱の理由

2 弁明を聞く日時及び場所

（注）上記の日時、場所に出頭しない場合には、あなたの弁明を聴かないで解嘱することがありますので、やむを得ない理由により出頭することができないときは、 月 日までに、担当 （電話 ）に連絡してください。

第 号
年 月 日

殿

地域交通安全活動推進委員協議会
会 長 印

道路交通法第 108 条の 30 第 3 項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の活動に
関して次のとおり意見を申し出ます。

記

1 意見の内容

2 理 由

3 参考資料

道路交通法令違反者通知書

第 号
年 月 日

様

山形県公安委員会 印

次の違反は、当該車両等の使用者の業務に関してなされたものであると認められますので、
使用者であるあなた
 道路交通法第 108 条の 34 の規定により通知します。

違反日時		
違反種別		
違反 運転者	住所	
	氏名	
	勤務先	
当該車 両等 の 使用者	住所	
	氏名又は名称	
車両の種別		
違反の概要		